

# 福島県都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の概要について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により都市公園法の一部が改正されました。この改正に伴い、これまで法に定められていた都市公園整備の数値目標や公園施設の建築面積割合の基準について、県の実情に合わせて条例を定め、平成25年4月1日から施行します。

これまで



これから

全国一律の基準から**福島県の実状に応じた基準**に変わります。

都市公園とは・・・都市公園法第2条に規定されているものです。

国や県・市町村が設ける公園や緑地で、住民のみみなさんに利用していただいているものです。

## 都市公園の設置基準

県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準  
県民一人当たりどの程度の都市公園の面積があれば満足すべき生活環境となるかを示したもので公園を整備するときの目標となるものです。

これまで 都市公園を有する市町村毎にそれぞれ  
**10㎡/人以上が目標値**でした。

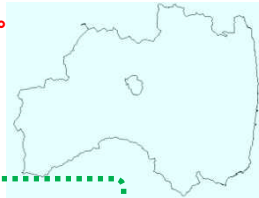


$$\frac{\text{各市町村にある都市公園面積}}{\text{各市町村の人口}} \geq 10\text{㎡/人}$$

※一つの市町村内にあるすべての都市公園が対象です。



これから 県内全域を対象に、**10㎡/人以上**  
を目標値とします。



$$\frac{\text{すべての都市公園面積}}{\text{県内の全人口}} \geq 10\text{㎡/人}$$

※県内にあるすべて（県営及び市町村営）の都市公園が対象です。

都市公園には国が設置する国営公園、県が設置する県営都市公園、市町村が設置する市町村営都市公園があります。

## 県営都市公園の配置及び規模の基準

すべての住民が同じような条件で都市公園を利用できるように公園を整備するための基準です。

これまで 公園の種類別に規模などの基準  
が定められていました。



総合公園 縦横距離10～50ha  
運動公園 縦横距離15～25ha  
街区公園 敷地面積1～2ha  
※都市の実状に応じて配置

都市公園の種類	配置	規模
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0.25ha
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2ha
地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置	4ha
総合・運動・広域公園	利用対象者が容易に利用できるように配置	利用目的に応じて機能を十分発揮することができる敷地面積
緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができるように配置	設置目的に応じて機能を十分発揮することができる敷地面積



これから 県条例では、**県が整備する公園**についての基準のみを定めます。

県条例では、**県民が利用することを目的に整備する総合公園・広域公園や津波被害を軽減することを目的とする防災緑地**について基準を定めました。

## 県営都市公園の公園施設の設置基準

公園の敷地面積に対する許容建築面積の割合とその特例

公共オープンスペースとしての本来の都市公園の機能を損なわないように都市公園内に建てること可能な建築面積の割合を定めた基準です。

これまで

公園施設の建築面積割合		
原則	管理棟・トイレ・倉庫等	2%以内
※建築面積割合＝公園施設建築面積/当該都市公園の敷地面積		
	公園施設	上乗せできる割合
特例	休憩所・体育館・図書館等	+10%
	国宝・文化財等	+20%
	屋根付き広場等	+10%
	仮設公園施設	+2%



これから 県条例では、**現行の公園計画との整合性に留意し、国の基準と同様の基準**を定めました。